

福岡市再開発準備組合等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における地域の防災性の向上、生活環境の改善、都市機能の更新及び土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、再開発準備組合等の活動に要する費用の一部を補助することにより、地域が主体となる再開発事業等の事業化を促進することを目的とし、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 再開発事業等 次に掲げる事業をいう。

ア 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業

イ 優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日付け建設省住街発第63号）に従って行われる優良建築物等整備事業（共同化タイプ及び市街地環境形成タイプに限る。）

ウ 地区再開発事業制度要綱（平成12年3月24日付け建設省都再発第19号）に従って行われる地区再開発事業

(2) 再開発準備組合等 街区又はこれに相当する規模の地区内の、地権者（宅地について所有権又は借地権を有する者をいう。以下同じ。）等によって構成され、当該街区又は地区における再開発事業等の事業化を目的とした活動を行う組織（地権者の2分の1以上が加入し、又は賛同し、かつ、規約又は定款を定めたものに限る。）をいう。

(適用対象)

第3条 この要綱の規定は、次に掲げる地区内で活動する再開発準備組合等について適用する。

(1) 都市再開発法第2条の3第1項第2号に規定する特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

(2) その他市長が必要と認める地区

(補助金の交付)

第4条 市長は、再開発準備組合等に対し、必要と認めるときは、次に掲げる費用について予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(1) 各種事業手法の調査及び研究並びに事業計画の作成に要する費用

(2) 広報誌、パンフレット等の作成及び頒布に要する費用

(3) 講演会、研修会等の開催に伴う会場使用料及び講師の謝礼に要する費用

(4) 事務連絡等の通信に要する費用

(5) その他、市長が再開発準備組合等の本来的な活動であると認める事業に要する費用

(補助金の限度額)

第5条 前条の規定により交付する補助金の額は、同条各号に掲げる費用の合計額の2分の1以内の額（当該額が100万円を超えるときは、100万円）とする。

(補助の期間)

第6条 第4条の規定による補助金の交付の対象となる期間は、5か年を限度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請等)

第7条 再開発準備組合等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 再開発準備組合等の規約又は定款及び役員等の名簿

(2) 再開発事業等の施行予定区域内の地権者の名簿及び再開発準備組合等への加入又は賛同の意思を明らかにするもの

(3) 再開発事業等の施行予定区域を示す図面

(4) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定による申請は、補助金の交付を受けようとする年度の6月末日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(申請の取り下げ)

第8条 補助金の交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期間は、福岡市補助金交付規則第7条による決定通知受領の日から30日以内とする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年2月20日から施行する。

(申請期限の特例)

2 平成12年度中に補助金の交付を受けようとする場合における補助金の交付申請については、第7条第2項中「年度の6月末日」とあるのは「年度の2月末日」とする。